目黒区自殺対策計画

素案

2019 年度（平成 31 年度）～2026 年度（平成 38 年度）

平成３０年９月

目　　黒　　区

元号は、計画策定時の元号で表示しています。

目　次

Ⅰ　計画の策定にあたって

１　計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
２　計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
３　計画の数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

Ⅱ　目黒区の自殺の状況

１　自殺実態の分析について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
２　目黒区の自殺の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

Ⅲ　自殺対策の取組

１　施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
２　全国共通の施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
３　地域特性に基づく施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７

Ⅳ　計画の推進体制

計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３

Ⅴ　用語解説

用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７

Ⅵ　資料：　施策の取組目標

１　「全国共通の施策」の取組目標一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
２　「地域特性に基づく施策」の取組目標一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・４８

Ⅰ　計画の策定にあたって

１　計画策定の背景

２　計画の概要

３　計画の数値目標

Ⅰ 計画の策定にあたって

1　計画策定の背景

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状況に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状況にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

我が国の自殺者数は、１９９８年（平成１０年）以降年間３万人を超え、その後も高い水準で推移していました。このような中、２００６年（平成１８年）に自殺対策基本法が制定され、自殺対策は大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が進められるようになりました。その結果、自殺者数は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。しかし、我が国の自殺者数は依然として毎年２万人を超えており、自殺死亡率（人口１０万当たりの自殺による死亡率）は主要先進７か国の中で最も高い状況が続いています。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、施行から１０年の節目に当たる２０１６年（平成２８年）に、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「地域自殺対策計画」を策定することになりました。

自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）

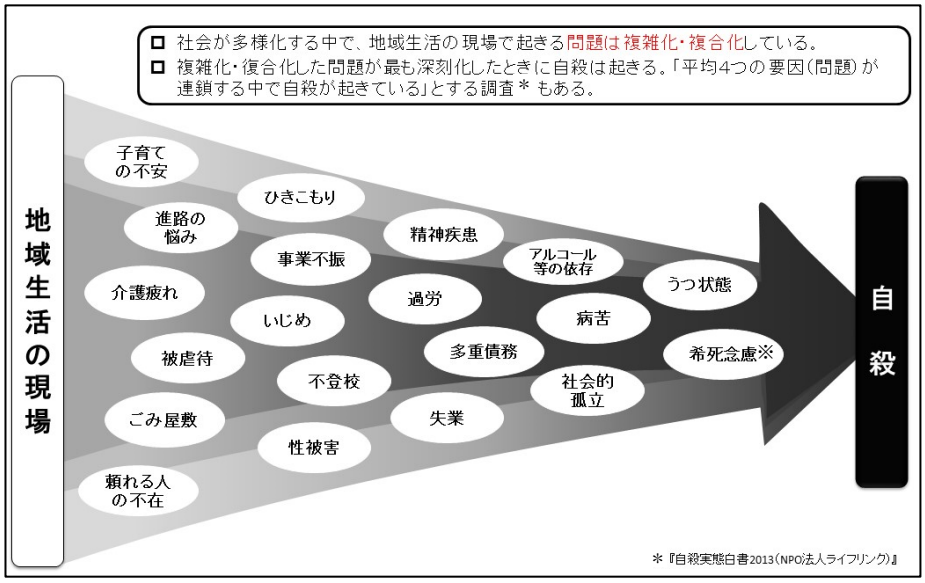

※ ⇒ 用語解説 P.37

２　計画の概要

（１）計画策定の趣旨

本区の自殺死亡率は国や東京都に比べて低い傾向にありますが、毎年４０人前後の方が自ら尊い命を落とされています。

本区では、自殺対策基本法に基づき、これまで区民向けの啓発事業やゲートキーパー※養成研修などの自殺対策に取り組んできましたが、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策を更に推進していく必要があります。

このことをふまえ、これまでの取組を発展させる形で、保健、医療、福祉、教育、労働など様々な分野の関連施策と有機的な連携を図り、自殺対策を全庁的な取組として総合的かつ効果的に推進するための計画として「目黒区自殺対策計画」を策定しました。

（２）計画策定の位置付け

本計画は、２０１６年（平成２８年）に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第１３条第２項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

本区の長期計画（基本構想、基本計画）の補助計画として位置付けるとともに、健康増進計画である「健康めぐろ２１（平成２８～３７年度）」や保健・福祉の分野別の具体的な施策を掲げた「目黒区保健医療福祉計画」等の関連計画との整合を図り、施策を推進します。

（３）計画の期間

本計画期間は、２０１９年度（平成３１年度）から２０２６年度（平成３８年度）までの８年間を基本とします。なお、自殺総合対策大綱の改定や社会情勢の変化、計画の進捗状況等を踏まえ、適宜必要な見直しを行うこととします。

※ ⇒ 用語解説 P.37

３　計画の数値目標

自殺対策基本法で示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。国は、２０１７年（平成２９年）７月に閣議決定した「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、２０２６年（平成３８年）までに、自殺死亡率を２０１５年（平成２７年）と比べて３０％以上減少させることを、政府の進める自殺対策の目標として定めています。

本区ではこうした国の方針を基に目標値を設定し、２０１５年（平成２７年）の年間自殺死亡率１５．９（人数４３人）を、２０２６年（平成３８年）までに３０％以上、すなわち自殺死亡率を１１．１（人数約３０人）以下に減少させることを目指します。

＊＊＊　目黒区の自殺対策の数値目標　＊＊＊

２０１５年（平成２７年）と比較して３０％以上減少

指　標	２０１５年 （平成２７年）		2026年 （平成３８年）
自殺死亡率 （人口 10 万対）	１５．９	→	１１．１以下
自 殺 者 数	４３人	→	３０人以下

［厚生労働省の「人口動態統計」による算出］

Ⅱ　目黒区の自殺の状況

１　自殺実態の分析について

２　目黒区の自殺の状況

Ⅱ 目黒区の自殺の状況

1　自殺実態の分析について

本計画では、厚生労働省の「人口動態統計」と警察庁の「自殺統計」の２種類を用いています。なお、両者の統計には以下のような違いがあります。

厚生労働省の「人口動態統計」

- **調査対象**
  日本における日本人（外国人は含まない）を対象としています。
- **調査時点**
  住所地を基に死亡時点で計上しています。
- **自殺者数の計上方法**
  自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明の時は自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨の訂正報告がない場合は、自殺に計上していません。

警察庁の「自殺統計」

- **調査対象**
  総人口（日本における外国人も含む）を対象としています。
- **調査時点**
  発見地を基に自殺死体発見時点（正確には認知）で計上しています。
- **自殺者数の計上方法**
  捜査等により自殺であると判明した時点で計上しています。

統計データの留意点

１　「自殺死亡率」は、人口１０万人当たりの自殺者数を表しています。
２　「％」は、それぞれの割合を小数点第２位で四捨五入して算出しています。そのため、すべての割合を合計しても１００％にならないことがあります。

２　目黒区の自殺の状況

（１）自殺者数と自殺死亡率の推移

本区の自殺者数は、概ね４０人前後で推移しており、２０１６年（平成２８年）は３８人となっています。

また、自殺死亡率は年によって変動がありますが、全国、東京都と比べ低い傾向にあり、２０１６年（平成２８年）は１３．６となっています。

【表１】自殺者数及び自殺死亡率の推移（全国・東京都・目黒区）

	全国		東京都		目黒区	
	自殺者数（人）	自殺死亡率（人口 10 万対）	自殺者数（人）	自殺死亡率（人口 10 万対）	自殺者数（人）	自殺死亡率（人口 10 万対）
2007	30, 827	24. 4	2, 826	22. 6	49	18. 3
2008	30, 229	24. 0	2, 776	22. 1	49	18. 2
2009	30, 707	24. 4	2, 862	22. 7	43	16. 0
2010	29, 554	23. 4	2, 827	22. 0	52	19. 8
2011	28, 896	22. 9	2, 919	22. 7	64	23. 8
2012	26, 433	21. 0	2, 575	19. 9	49	18. 1
2013	26, 063	20. 7	2, 620	20. 2	39	14. 2
2014	24, 417	19. 5	2, 443	18. 7	41	14. 9
2015	23, 152	18. 5	2, 290	17. 4	43	15. 9
2016	21, 017	16. 8	2, 045	15. 5	38	13. 6

【資料】厚生労働省「人口動態統計」

【図１】自殺者数（目黒区）と自殺死亡率（全国・東京都・目黒区）の推移

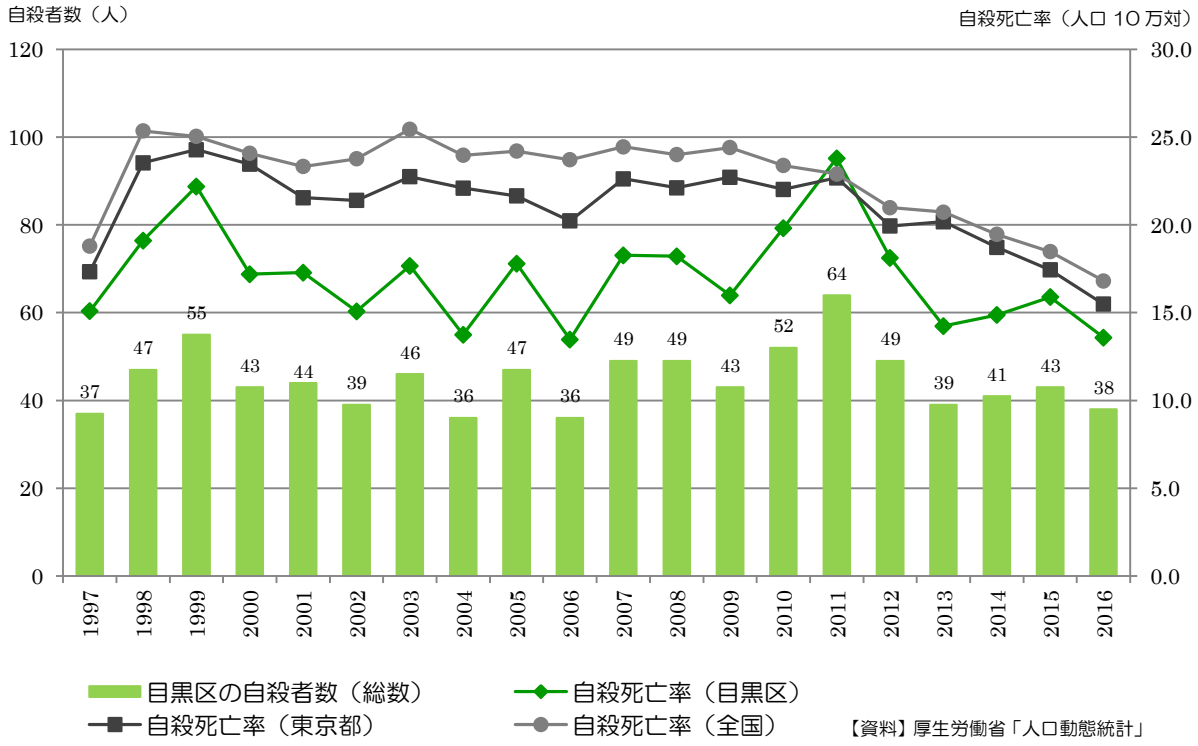

【資料】厚生労働省「人口動態統計」

（２）男女別自殺者数の推移

本区における２０年間の男女別自殺者数の推移をみると、２０１１年（平成２３年）を除き、一貫して男性が女性よりも多くなっています。

【図２】男女別自殺者数の推移（目黒区）

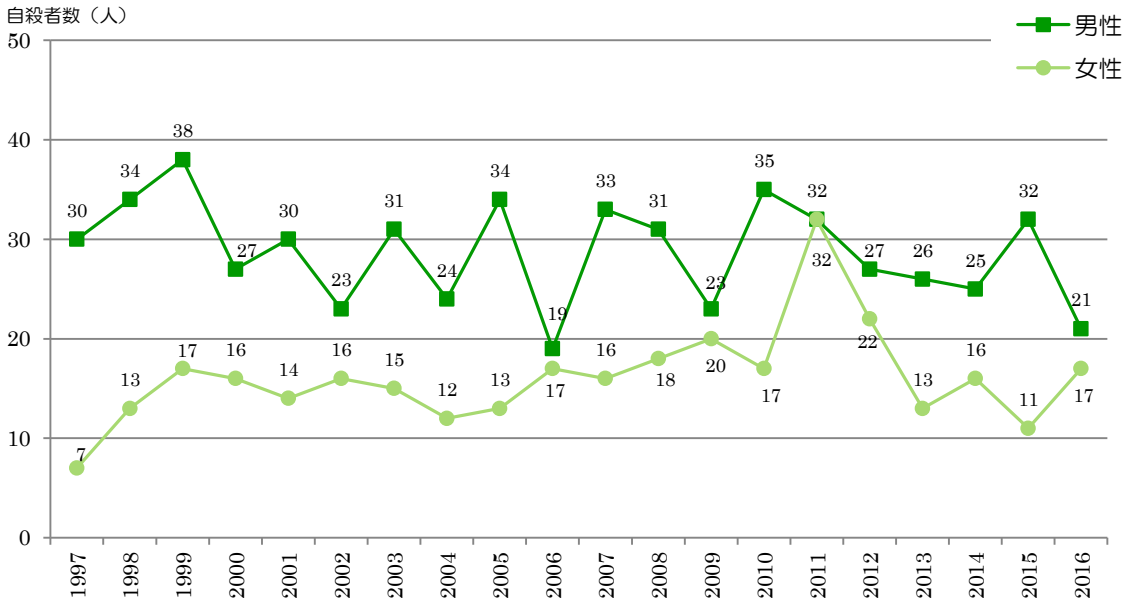

【資料】厚生労働省「人口動態統計」

（３）年代別自殺者数

２００７年（平成１９年）から２０１６年（平成２８年）までの１０年間の自殺者の累計を年代別にみると、男性は３０代から６０代で多く、女性は２０代から４０代で多くなっています。

【図３】年代別自殺者数（目黒区／10年間の累計）

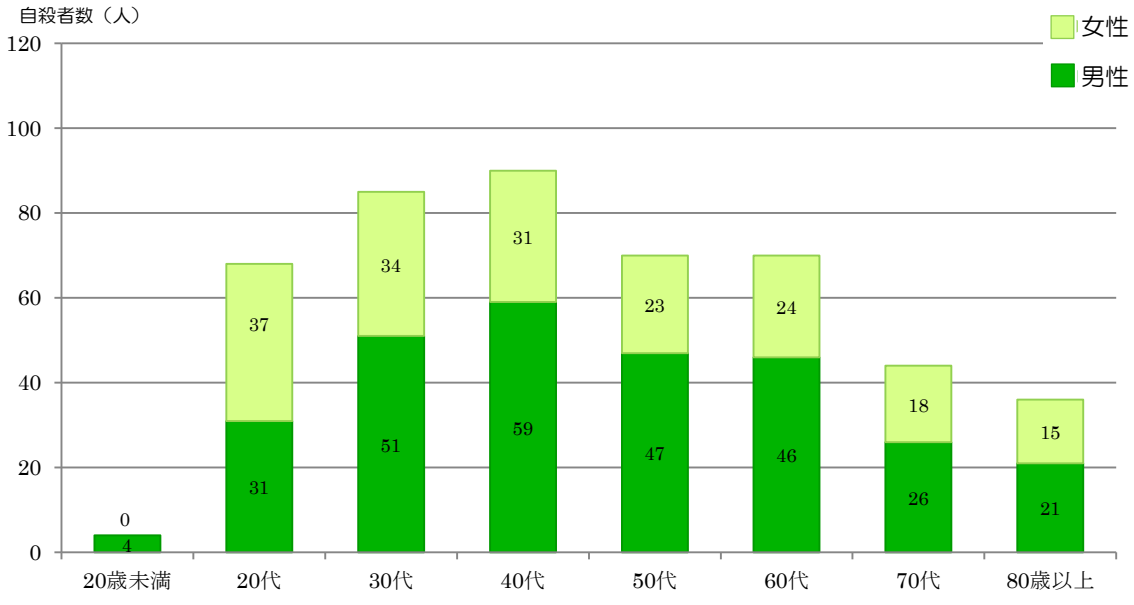

【資料】厚生労働省「人口動態統計」

（４）自殺者の年齢構成

２００７年（平成１９年）から２０１６年（平成２８年）までの１０年間の累計で自殺者の年齢構成をみると、全国、東京都と比べ、２０代から４０代の働き盛り世代で高くなっています。

また、本区における自殺者の年齢構成の推移をみると、年によって変動はありますが、２０代から４０代で全体の５割から６割を占めています。

【図４】自殺者の年齢構成（全国・東京都・目黒区／10 年間の累計）

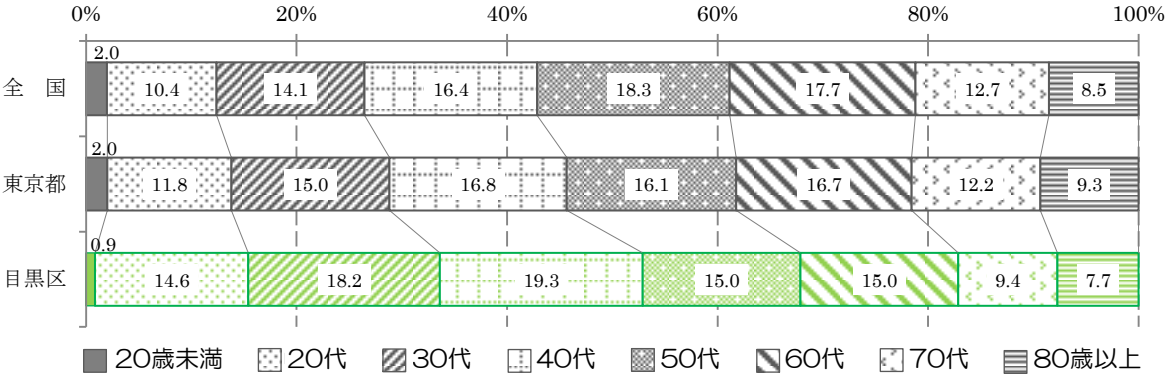

【資料】厚生労働省「人口動態統計」

【図５】自殺者の年齢構成の推移（目黒区）

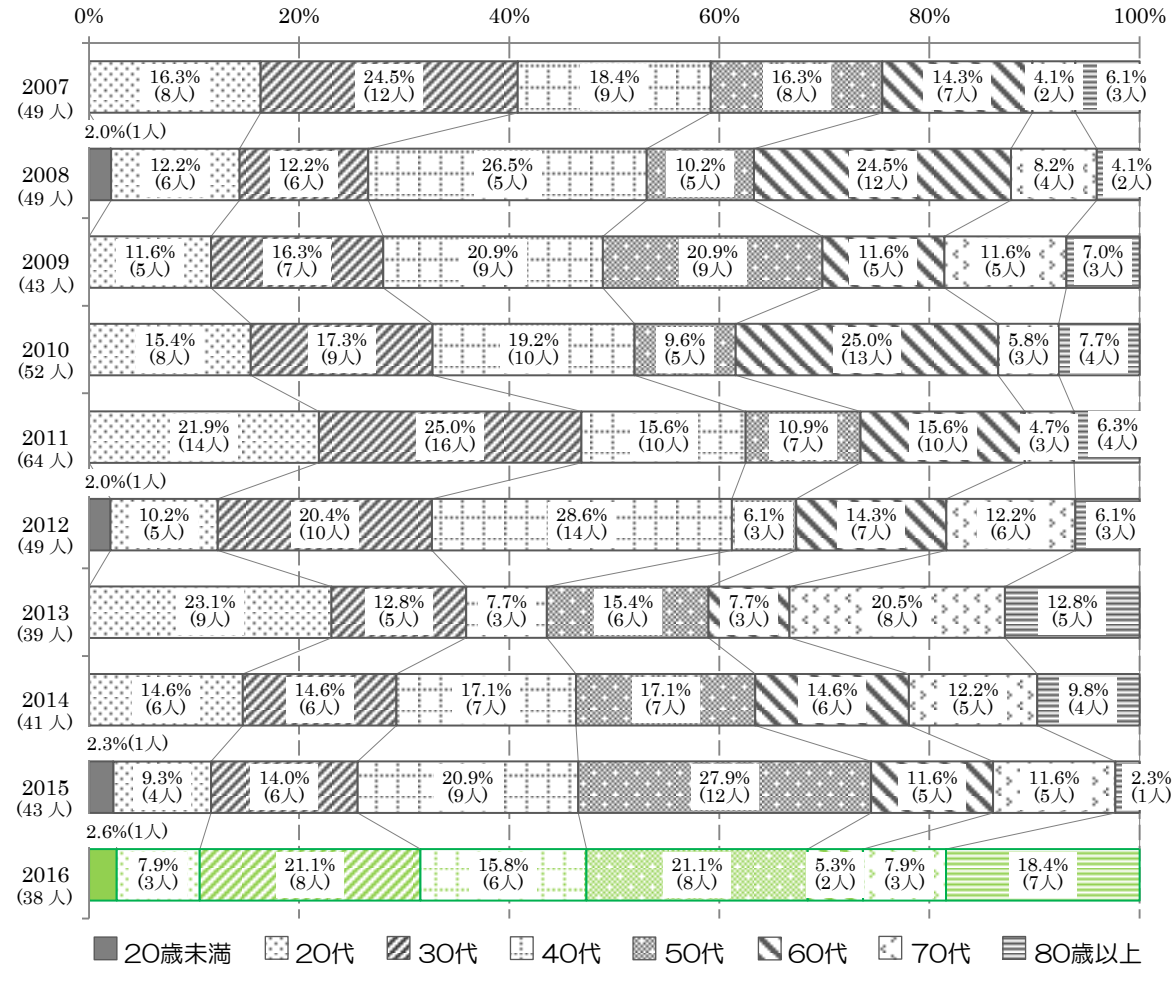

【資料】厚生労働省「人口動態統計」

（５）年代別死因

２０１６年（平成２８年）の年代別の死因をみると、20 代の死因の第１位は「自殺」となっています。

【表２】2016 年（平成 28 年）の年代別死因（目黒区）

	20 歳未満	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 歳以上
１位	その他の死因	**自殺**	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物
割合（人数）	50.0%（4 人）	50.0%（3 人）	40.9%（9 人）	48.6%（18 人）	48.9%（45 人）	38.8%（69 人）	42.6%（141 人）	22.1%（283 人）
２位	悪性新生物	不慮の事故	**自殺**	**自殺**	その他の死因	その他の死因	その他の死因	その他の死因
割合（人数）	25.0%（2 人）	33.3%（2 人）	36.4%（8 人）	16.2%（6 人）	14.1%（13 人）	19.7%（35 人）	21.1%（70 人）	21.0%（269 人）
３位	**自殺**・肺炎	その他の死因	不慮の事故	脳血管疾患・肝疾患	脳血管疾患	心疾患	心疾患	心疾患
割合（人数）	12.5%（1 人）	16.7%（1 人）	9.1%（2 人）	8.1%（3 人）	9.8%（9 人）	15.2%（27 人）	14.5%（48 人）	17.7%（226 人）
４位			脳血管疾患・大動脈瘤及び解離・肝疾患	―	**自殺**	脳血管疾患	脳血管疾患	老衰
割合（人数）			4.5%（1 人）	―	8.7%（8 人）	7.3%（13 人）	7.9%（26 人）	11.6%（148 人）
５位				心疾患・不慮の事故・その他の死因	心疾患	肺炎	肺炎	肺炎
割合（人数）				5.4%（2 人）	6.5%（6 人）	3.9%（7 人）	3.6%（12 人）	9.1%（117 人）

【資料】厚生労働省「人口動態統計」

（６）自殺者の自殺未遂歴の状況

２０１２年（平成２４年）から２０１６年（平成２８年）までの５年間の累計で自殺者の自殺未遂歴の有無をみると、自殺未遂歴がある者は全体の２割弱です。性別が判明している中では、男性よりも女性の方が自殺未遂歴がある者が多くなっています。

【図６】自殺未遂歴の有無（目黒区／5 年間の累計）

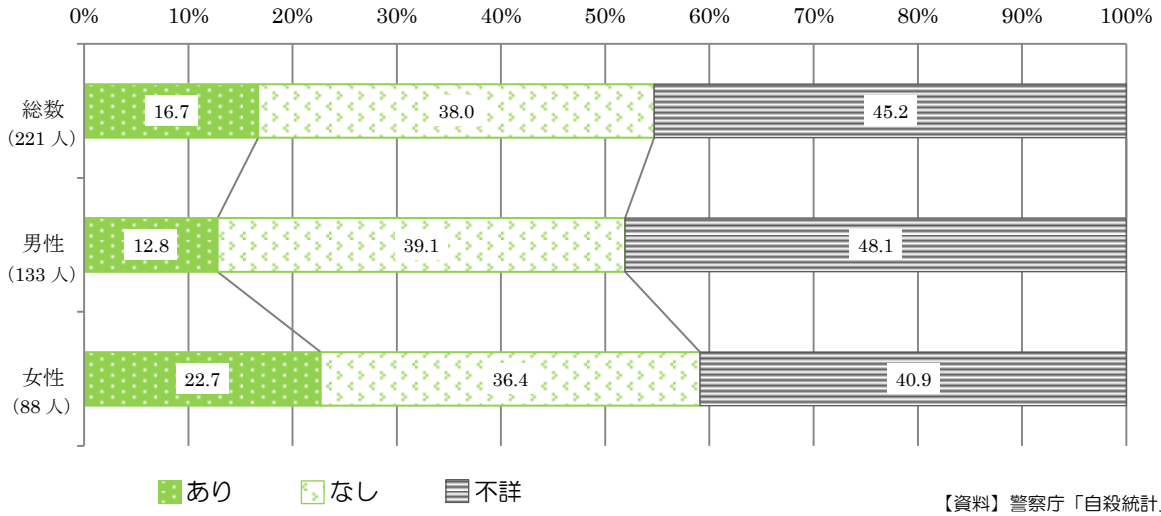

【資料】警察庁「自殺統計」

過去５年間の推移をみると、年によって変動はありますが、２０１５年（平成２７年）の女性を除いて、自殺未遂歴がある者が一定人数いることがわかります。

【図７】自殺未遂歴の有無の推移（目黒区）

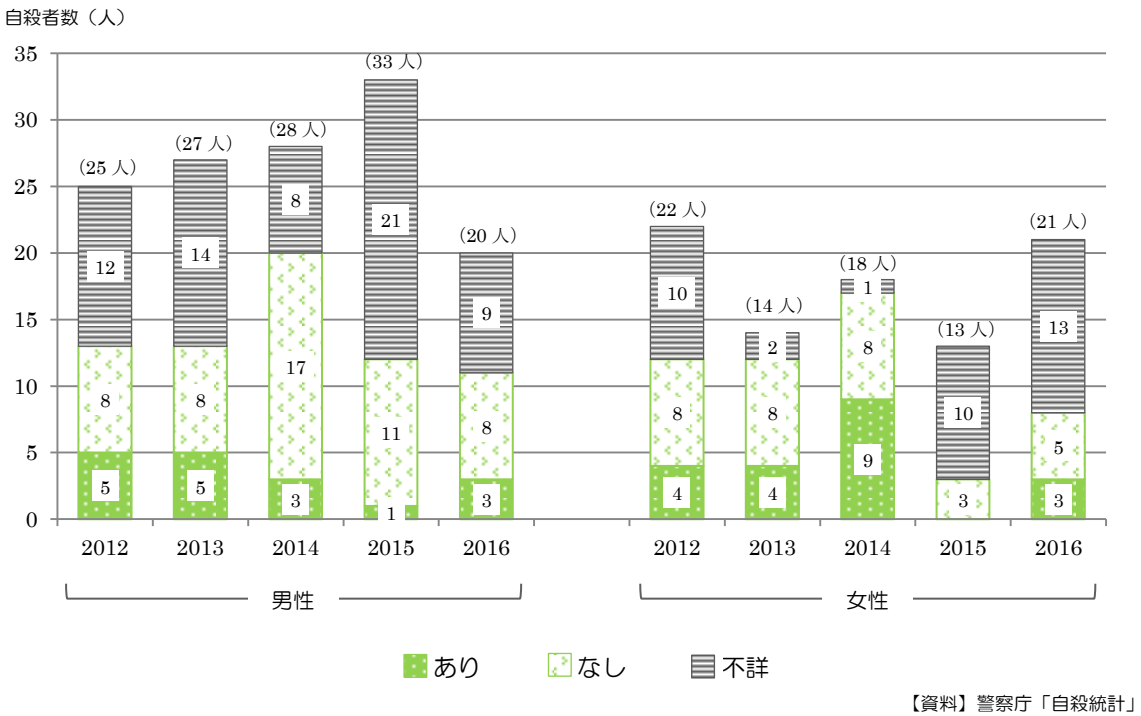

【資料】警察庁「自殺統計」

（7）自殺者の生活状況

自殺者の生活状況について、２０１２年（平成２４年）から２０１６年（平成２８年）の５年間の累計で同居人の有無をみると、男女ともに約６割は同居人ありとなっています。

【図８】自殺者の性別にみた同居人の有無（目黒区／5 年間の累計）

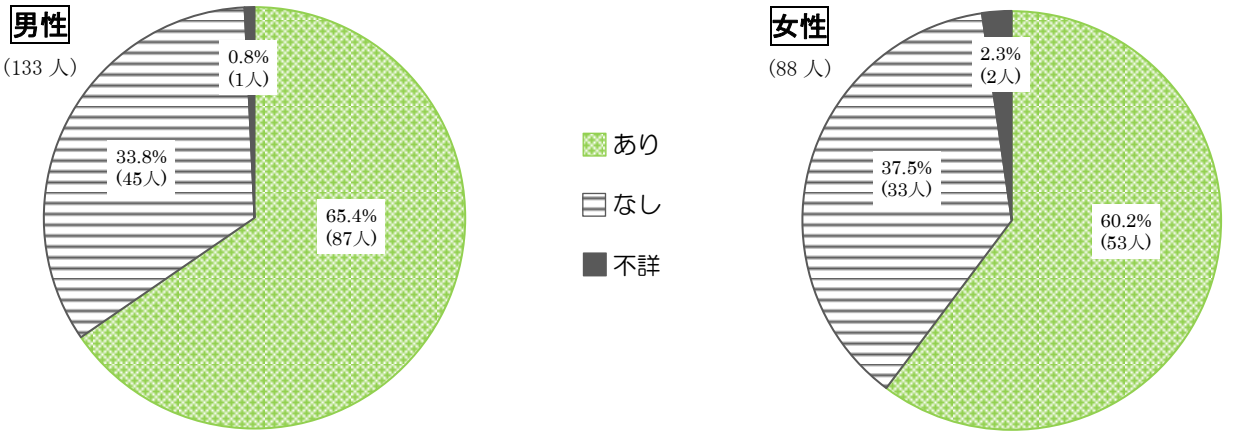

【資料】警察庁「自殺統計」

同じく５年間の累計で有職者と無職者の比率をみると、男性がほぼ半々（有職者４８．１%、無職者４８．９%）、女性は無職者が有職者の３倍（有職者２５．０%、無職者は７５．０%）となっています。

また、男性は「被雇用・勤め人」が最も多く、女性は「その他無職」が多くなっています。

【図９】自殺者の性別にみた有職者・無職者の割合とその内訳（目黒区／5 年間の累計）

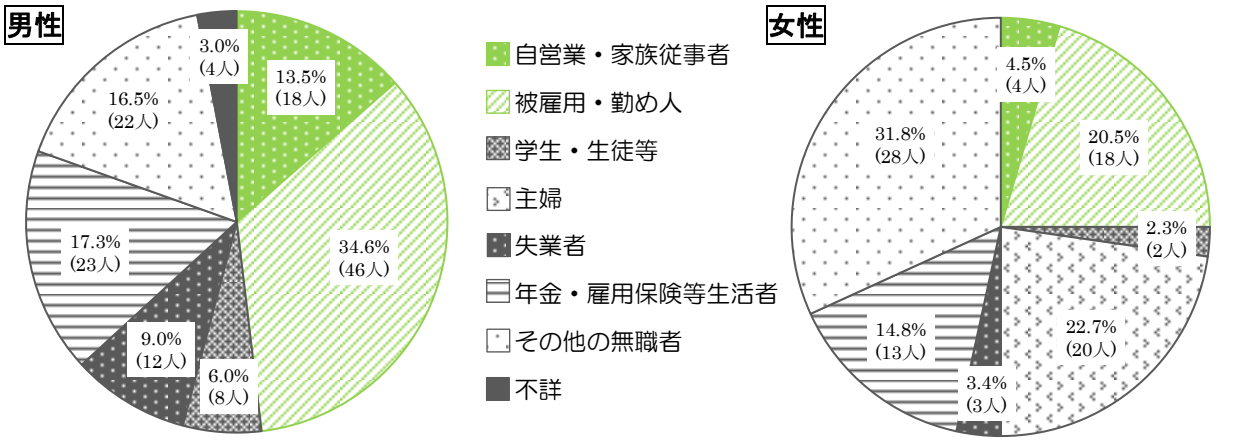

有職者	無職者
48.1%（64 人）	48.9%（65 人）

有職者	無職者
25.0%（22 人）	75.0%（66 人）

【資料】警察庁「自殺統計」

（８）自殺の原因・動機の状況

自殺の原因・動機は、「不詳」を除くと男女共に「健康問題」が最も高くなっています。次いで、男性は「経済・生活問題」、「家庭問題」、女性は「家庭問題」、「男女問題」の順となっています。

【図１０】自殺の原因・動機の状況（目黒区／5 年間の累計）

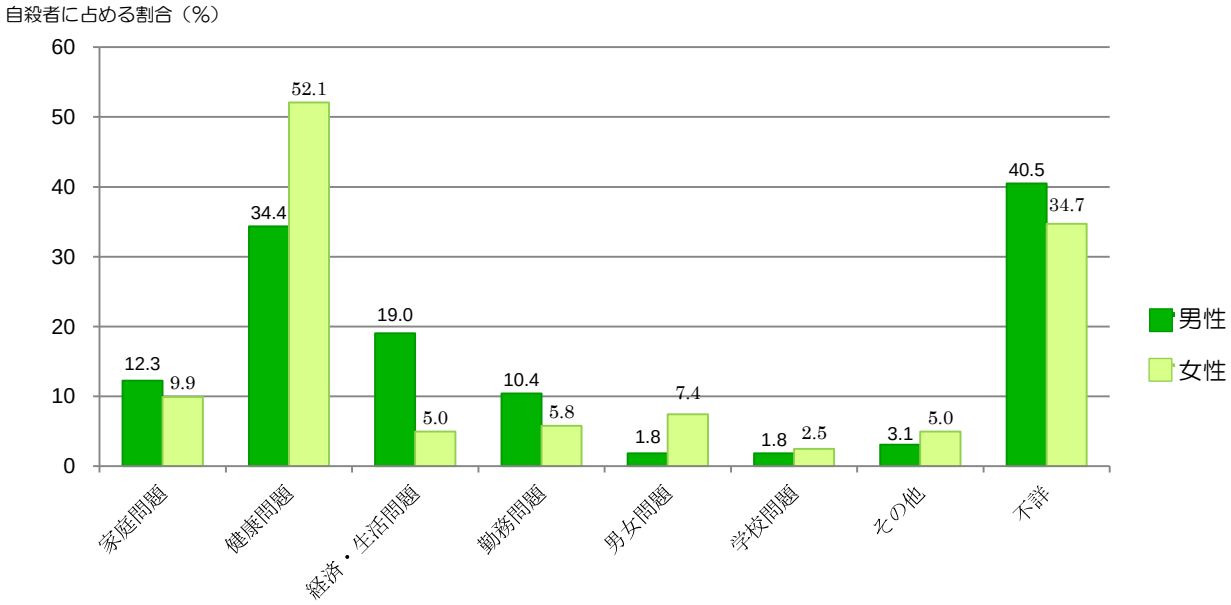

＊遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を３つまで計上可能として算出。

【資料】警察庁「自殺統計」

＊＊＊　目黒区の自殺の状況（まとめ）　＊＊＊

- 本区における自殺死亡率は、全国、東京都と比べ低い傾向にありますが、自殺者は毎年 40 人前後います。
- 自殺者数の推移を性別にみると、男性が女性よりも多くなっています。
- 自殺者の年齢構成をみると、２０代から４０代の働き盛り世代で高くなっています。
- 自殺者のうち、２割弱の人は自殺未遂歴があります。
- 自殺者の生活状況をみると、男女ともに約６割は同居人がおり、男性の約半分は有職者で、女性は無職者が有職者の３倍となっています。
- 自殺の原因・動機については、「不詳」を除くと男女共に「健康問題」が最も高くなっています。

Ⅲ　自殺対策の取組

１　施策の体系

２　全国共通の施策

３　地域特性に基づく施策

Ⅲ 自殺対策の取組

1　施策の体系

本区では、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ※」においてすべての市町村が共通して取り組むべきとされている「全国共通の施策」と、目黒区の自殺の実態を踏まえてまとめた「地域特性に基づく施策」の大きく２つの施策に分け、自殺対策に取り組んでいきます。

「全国共通の施策」は、「地域におけるネットワークの強化」や「自殺対策を支える人材の育成」など、自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組です。

「地域特性に基づく施策」は、本区において自殺者の多い働き盛り世代に対する支援と、自殺のハイリスク層である自殺未遂者への支援に焦点を絞った取組です。

組織を有機的に連携し、それぞれの対象に関わる様々な施策を結集させることで、一体的かつ包括的な施策群となっています。

	【施策の方向性】	【施策の内容】
全国共通の施策	1　地域におけるネットワークの強化	（1）地域におけるネットワークの強化
	2　自殺対策を支える人材の育成	（1）自殺対策を支える人材の育成
	3　区民への啓発と周知	（1）リーフレット・啓発グッズの作成と周知
		（2）区民向け講習会・イベント等の開催
	4　生きることの促進要因への支援	（1）自殺リスクを抱える可能性のある人への支援
		（2）居場所づくり
		（3）自死遺族や残された人への支援
	5　子ども・若者への支援	（1）児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育
		（2）若者の自殺リスクを低減させるための取組
地域特性に基づく施策	1　働き盛り世代に対する支援	（1）相談機会の充実
		（2）周知・啓発活動の強化
		（3）職場における自殺対策の推進
	2　自殺未遂者への支援	（1）自殺未遂者への支援

※ ⇒ 用語解説 P.38

２　全国共通の施策

１　地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上で最も基礎となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。これには、自殺対策に特化したネットワークの強化だけでなく、他の目的で地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の強化も含みます。特に、自殺の要因となり得る分野のネットワークとの連携を強化していきます。

（１）地域におけるネットワークの強化

◆目黒区自殺対策推進会議（仮称）の設置、開催
（健康推進課、保健予防課、碑文谷保健センター）

自殺対策の取組を着実に進めていくため、新たに目黒区自殺対策推進会議（仮称）を設置し、関係機関・団体等の相互の緊密な連携・協力を図り、総合的な自殺対策を推進していきます。

◆目黒区自殺総合対策庁内検討会の開催（健康推進課、保健予防課、碑文谷保健センター）

庁内の自殺対策関係部署から構成する自殺総合対策庁内検討会を開催し、庁内関係部署の連携と協力のもと、組織横断的に自殺対策を推進します。

◆目黒区人権・男女平等推進担当者会議の開催（人権政策課）

庁内の人権関係部署から構成する目黒区人権・男女平等推進担当者会議を開催し、関係部署の連携と協力のもと、組織横断的に人権・男女平等等に係る施策を推進します。

◆目黒区ＤＶ防止関係機関連絡会議の開催（人権政策課）

区における配偶者等による暴力に関する問題（DV）について庁内関係部署、社会福祉協議会、地元警察署等の関係機関の連携協力を図ることにより、DV 被害の防止、被害者の保護及び自立支援を行います。

◆関係機関との連携会議の開催（子ども家庭課）

要保護児童対策地域協議会代表者会議及び実務者会議を開催し、関係機関と情報共有し連携を進めます。

◆見守りネットワーク事業（見守りめぐねっと）の実施（地域ケア推進課）

住み慣れた地域で誰もが安心して暮し続けられるように、「ちょっとした気がかり」なことに気づいたときに、地域包括支援センターに連絡してもらい、必要な支援を行います。

２　自殺対策を支える人材の育成

地域のネットワークは、それを担い支える人材がいて、初めて機能します。そのため、自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上での基礎となる重要な取組です。本区では自殺対策を強力に推進していくために、職員や区民を対象にした研修等を開催することで、地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を育成していきます。

（１）自殺対策を支える人材の育成

◆職員向けゲートキーパー※養成研修（初級編）の開催
（健康推進課、保健予防課、碑文谷保健センター）
職員がゲートキーパーの役割や自殺対策について理解し、自殺を防ぐ取組を全庁的に推進します。

◆職員向けゲートキーパー養成研修（ステップアップ編）の開催
（健康推進課、保健予防課、碑文谷保健センター）
自殺対策に関する職員の理解を深め、実践力を向上させます。

◆職員向けゲートキーパー研修の積極的な受講（税務課、滞納対策課）
研修の積極的受講に取り組み、ゲートキーパーの役割や自殺対策について理解を深めます。また、一人ひとりの納税者の状況に配慮し、それぞれの事情に沿った対応を図るなど、自殺を防ぐ取組を推進します。

◆区民向けゲートキーパー養成講座の実施（健康推進課、保健予防課、碑文谷保健センター）
ゲートキーパーの役割や自殺を防ぐ取組等について区民に周知し、地域での身近な支え手を養成します。

※ ⇒ 用語解説 P.37

３　区民への啓発と周知

地域のネットワークを強化して相談体制を整えても、区民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、問題を抱えた際に適切な支援へとつながることができません。そのため、区民との様々な接点を活かして相談機関等に関する情報を提供します。誰も自殺に追い込まれることのない地域社会を目指して、講演会の開催等により、区民が自殺対策について理解を深められるよう啓発・周知に取り組みます。

（１）リーフレット・啓発グッズの作成と周知

◆街頭キャンペーンの実施（健康推進課、保健予防課、碑文谷保健センター）

駅頭で啓発ティッシュを配布し、自殺対策に関する啓発を行います。

◆公共施設における啓発（健康推進課、保健予防課、碑文谷保健センター）

区役所、保健センター、図書館等の公共施設で啓発資料の掲示とともにリーフレットの設置を行います。

◆めぐろ区報人権コラム「心の輪」の掲載（人権政策課）

様々な人権課題の解決に向けた内容により、自殺予防対策の啓発につなげます。

◆めぐろ区報「健康・衛生一口メモ」の掲載（保健予防課、碑文谷保健センター）

自殺問題を含めたメンタルヘルスに関する記事を掲載し、区民の理解を深めます。

（２）区民向け講演会・イベント等の開催

◆自殺対策講演会の開催（健康推進課、保健予防課、碑文谷保健センター）

自殺防止に関わる講演会を開催し、自殺対策の現状や対策の必要性等についての理解を深めます。

◆自殺予防関連資料の展示（八雲中央図書館）

都の自殺対策強化月間（9 月）に合わせて自殺予防をテーマに関連資料を展示し、資料貸出を促進するとともに、区民の理解を深めます。

◆人権講座の実施（生涯学習課）

様々な立場や視点から人権について学ぶ講座を実施し、一人ひとりが人間として尊重される生きやすい社会について理解を深めます。

４　生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。そのため、本区においても自殺対策と関連の深い様々な分野における取組を幅広く推進していきます。

（１）自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

◆各種医療費助成等の申請（保健予防課、碑文谷保健センター）

各種医療費助成（自立支援医療費助成・特定医療費助成・小児慢性疾患医療費助成・養育医療給付など）を受けるための相談や申請の際、必要に応じて保健相談につなぐ働きかけをします。

◆関係機関についての情報の提供（国保年金課）

医療保険等に係る窓口・電話応対を通じて把握した自殺リスクのある方に情報提供を行い、関係機関につなぎます。

◆税務相談者への支援に係る関係機関との連携（税務課、滞納対策課）

税の相談等に訪れた方に対して、必要に応じて生活福祉課等の窓口を紹介し、つなぎます。

◆介護者への支援（地域ケア推進課）

介護者の会や介護者のつどいの実施により、介護についての悩みや情報を共有し、孤立を防いで精神的負担や不安の軽減を図ります。

◆心理カウンセラーによるこころの相談の実施（区民の声課）

面談や電話でこころの悩み等の相談を受け、自殺リスクのある方には受診勧奨等を行います。

◆多重債務者を対象とする消費生活相談の実施（産業経済・消費生活課）

多重債務を抱えているかたの中には、深刻な問題を複数抱えているケースが少なくないため、多重債務解消を目的として活動している関係機関への橋渡しを行います。

◆民生委員・児童委員による相談支援の実施（健康福祉計画課）

自殺リスクを含め援助を必要とする人が適切な福祉サービスを受けられるよう相談に応じ関係機関へつなぎます。

◆子育てに関する相談支援の実施（子育て支援課、保育課）

ほ・ねっとひろば、保育園、子育てふれあいひろばにおいて、子育てに関する相談を受け、子育ての悩みや不安の解消を図ります。

◆継続的な保健相談による支援の実施（保健予防課、碑文谷保健センター）

保健師が相談や事業を通じて把握した自殺リスクのある方に、受診勧奨や関係機関へのつなぎ等、継続的な支援を行います。

◆地域包括支援センター職員や保健師、ケースワーカー等の保健福祉相談及び関係機関との連携（高齢福祉課）

地域包括支援センターへの相談や地域からの通報等を通じて把握した自殺リスクのある世帯等に、電話や面接、家庭訪問等により、関係機関等と連携しながら、継続的な支援を行います。

◆障害者やその家族に対する相談支援の実施（障害福祉課）

障害者の介護負担による孤立や精神的に追い詰められる状況を未然に防止できるよう、電話や面接、家庭訪問等により相談支援を行います。

◆生活困窮者支援における保健相談の充実（生活福祉課）

メンタルヘルスの課題を抱える生活困窮者への相談に向けて、保健相談員の配置等により、伴走型支援※体制をさらに充実させます。

（2）居場所づくり

◆ひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援の実施（子ども家庭課）

ひとり親家庭の子どもの心に寄り添った生活支援を行うとともに、学習支援を行います。

◆生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援事業の充実（生活福祉課）

生活に不安を抱えている困窮世帯の子どもを支えていく取組の一環として、貧困連鎖の防止を目的とした学習支援を行います。

◆学習支援教室「めぐろエミール」の充実（教育支援課）

区立小・中学校に在籍する学校を休みがちな児童・生徒に対して学習の指導・助言を行うとともに、登校の再開や社会的自立を支援します。

◆母子、精神、成人事業における仲間づくり（保健予防課、碑文谷保健センター）

仲間づくりに関する情報提供を行い、問題の深刻化や孤立を防ぎます。

◆高齢者の生きがいづくり支援の実施（高齢福祉課）

気軽に立ち寄れる地域の居場所である地域交流サロン等により、高齢者の孤立や閉じこもりを防ぎます。

※ ⇒ 用語解説 P.38

◆コミュニティカフェの支援（地域ケア推進課）

地域の誰もが気軽に立ち寄り、お茶やお菓子を囲んでおしゃべりを楽しんだり情報交換・相談できる居場所づくりを行います。

（３）自死遺族や残された人への支援

◆自死遺族への相談と情報提供の実施（保健予防課、碑文谷保健センター）

保健相談支援を実施し、状況に応じて自死遺族の会等の情報提供を行います。

◆相談担当職員による一般相談の実施（区民の声課）

自死遺族等に対して、相続や行政手続きに関する情報提供を行うとともに、状況に応じて「こころの相談」などの相談先を案内します。

５　子ども・若者への支援

子ども・若者に対する自殺対策は、その子の現在における自殺予防につながるだけでなく、将来の自殺リスクを低減させることとなり、誰も自殺に追い込まれることのない地域社会をつくっていく上で極めて重要な取組です。そこで本区では、児童生徒が社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育を推進するとともに、様々な悩みを抱える若者の自殺リスクを低減させるための環境づくりを進めます。

（１）児童生徒の SOS の出し方に関する教育

◆ＳＯＳの出し方に関する教育の実施（教育指導課）

各教科・領域の指導の時間に、ＳＯＳの出し方、受け止め方に関する指導を行います。日常の指導の他、東京都教育委員会作成のＤＶＤ教材等を使い、小学校６年間で１単位時間以上、中学校３年間で１単位時間以上の授業を実施します。

◆精神保健相談（本人・家族相談）、思春期・青年期の親の会の実施
（保健予防課、碑文谷保健センター）

児童生徒やその家族から自殺を含むメンタルヘルスに関する相談を受け支援します。

（２）若者の自殺リスクを低減させるための取組

◆子どもの権利擁護委員制度の実施（子育て支援課）

子ども相談室（めぐろ はあと ねっと）を設置し、電話や来所による相談を受け、子どもたちが抱える問題を相談員や子どもの権利擁護委員が、本人や関係者と一緒に解決に向けて考え行動します。

◆道徳科　生命尊重教育の実施（教育指導課）

道徳科において、生命尊重に係る授業を、小・中学校全学年、１単位時間以上の授業を実施します。

◆教育相談の実施（教育支援課）

めぐろ学校サポートセンターにおいて、来室及び電話による教育相談を実施し、保護者並びに児童・生徒の相談に応じます。また、夏休み明けの時期の相談体制の充実を図ります。

◆スクールカウンセラー※の学校派遣（教育支援課）

スクールカウンセラーを区立小・中学校及び区立幼稚園・こども園に派遣し、いじめや不登校等の問題解決を図ります。また、夏休み明けの時期の相談体制の充実を図ります。

◆スクールソーシャルワーカー※の派遣（教育支援課）

学校や家庭、関係機関との連携を図り、児童・生徒やその保護者等と関わり、不登校や虐待、非行等に係る困難な問題解決を図ります。

◆スーパーバイザーの設置（教育支援課）

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーへの指導・助言や、より困難な事例において児童・生徒・保護者及び学校の様々な相談に対応し支援・助言等にあたります。

◆学習支援教室「めぐろエミール」の充実（教育支援課）

区立小・中学校に在籍する学校を休みがちな児童・生徒に対して学習の指導・助言を行うとともに、登校の再開や社会的自立を支援します。

◆メンタルフレンド※の派遣（教育支援課）

長期欠席状態にある区立小・中学校に在籍する児童・生徒を対象に会話や遊び等のふれあいをとおして社会との関わりに援助します。

◆区内大学等への情報の提供（健康推進課）

区内大学等に対して、自殺対策講演会や自殺予防に関する情報を提供し、連携を図ります。

◆就労支援事業の実施（産業経済・消費生活課）

ワークサポートめぐろを設置し、キャリアアドバイザー※による就労相談、ハローワーク相談室（ハローワーク渋谷）による職業紹介事業を実施します。

※ ⇒ 用語解説 P.37-38

３　地域特性に基づく施策

１　働き盛り世代に対する支援

２００７年（平成１９年）から２０１６年（平成２８年）までの１０年間の累計で自殺者の年齢構成をみると、全国、東京都と比べ、本区では２０代から４０代で高くなっています。また、本区における自殺者の年齢構成の推移をみると、年によって変動はありますが、２０代から４０代で全体の５割から６割を占めています。このため、働き盛り世代に対する相談機会の充実と周知・啓発活動の強化、職場における自殺対策の推進を図っていきます。

（１）相談機会の充実

◆児童のいる家庭への支援（子ども家庭課）

児童虐待に関する通報や相談に対して、子どものショートステイ等の保護者の負担軽減を図る支援を実施し、必要に応じて関係機関と連携し問題の深刻化を未然に防ぎます。また、ひとり親家庭で経済的に困窮していたり、育児に不安を抱える家庭に対して、関係機関と連携し、各種手当やサービスに関する情報提供を行います。

◆専門家による相談支援の実施（人権政策課）

自分の生き方、家庭や職場の人間関係、配偶者からの暴力（ＤＶ）など、女性の様々なこころの悩みや性的マイノリティ※に関することについて、保健師やカウンセラーが相談を受け、支援します。

◆ライフステージに応じた保健相談支援（保健予防課、碑文谷保健センター）

青年・壮年期のライフステージに応じた健康問題(うつ、精神疾患、依存症、ひきこもり等)について相談支援を行います。

◆切れ目のない子育て支援の実施（保健予防課、碑文谷保健センター）

出産子育て応援事業、新生児訪問時のＥＰＤＳ※等の実施、健診や相談等を通じて、妊娠期から出産・子育て期にわたる様々な問題を抱えた方を早期に発見し、孤立化予防や子育て不安の軽減を図り、適切な支援につなげます。

◆介護者の会における相談支援の実施（地域ケア推進課）

介護者の会で把握した自殺リスクの高い方に対して、地域包括支援センターと連携して必要な支援につなげます。

※ ⇒ 用語解説 P.37

（２）周知・啓発活動の強化

◆ホームページや区報を活用した自殺対策に関する情報の発信（健康推進課）

自殺対策に関する情報や正しい知識の普及のため、区のホームページや区報を活用し、啓発と情報発信に努めます。

◆精神保健講演会の実施（保健予防課、碑文谷保健センター）

うつ病対策、自殺予防を目的に、メンタルヘルスに関する講演会を医療機関や関係機関等と連携し、在住在勤者向けに実施します。

◆生活困窮者支援の広報・周知の充実（生活福祉課）

自らが SOS を発することが難しい生活困窮者の早期把握・早期支援に向けて、広報・周知の工夫等により、制度や相談窓口の利用促進を図ります。

（３）職場における自殺対策の推進

◆適正な労働環境の確保（産業経済・消費生活課）

東京都労働相談情報センター大崎事務所との労働セミナー共催実施をはじめ、労働関係法規の周知セミナーを実施し、基礎知識の普及・啓発を図ることで、適正な労働環境の確保を目指します。

◆職場における心の健康づくりの推進（健康推進課、保健予防課、碑文谷保健センター）

事業主や働く人に向けた心の健康づくりや自殺対策に関する情報の発信や講演会の実施等により、メンタルヘルス対策についての理解を深め、職場における心の健康づくりの推進を図ります。

２　自殺未遂者への支援

２０１２年（平成２４年）から２０１６年（平成２８年）までの５年間の累計で自殺者の自殺未遂歴の有無をみると、自殺未遂歴がある人は全体の２割弱にのぼることから、自殺未遂歴は自殺の重大な危険因子であると考えられます。そこで、医療機関等との連携を図り、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐための対策を推進します。また、自殺未遂者への精神的ケアや支援を効果的に行うため、人材の育成を進めていきます。

（１）自殺未遂者への支援

◆自殺未遂者支援のためのネットワークづくり
（健康推進課、保健予防課、碑文谷保健センター）

警察・消防・医療機関等と連携し、自殺未遂者の個別支援の充実や継続的な医療支援へつなげるためのネットワークづくりを図ります。

◆関係機関との連携による個別支援の実施（保健予防課、碑文谷保健センター）

警察からの通報や医療機関等からの連絡を受け、関係機関との連携を図り、自殺未遂者への支援を行います。

◆自殺未遂者支援研修等の周知・受講勧奨（健康推進課）

自殺のリスクアセスメント※や自殺未遂者への支援についての理解を深めるため、東京都等が行う自殺未遂者支援に関する研修会の周知や積極的受講の勧奨を行います。

◆自殺未遂者支援の人材育成（保健予防課、碑文谷保健センター、生活福祉課）

東京都等が行う自殺未遂者支援に関する研修会を積極的に受講するとともに、伝達研修※等により未遂者支援の人材育成に取り組みます。

※ ⇒ 用語解説 P.38

Ⅳ　計画の推進体制

Ⅳ 計画の推進体制

自殺対策の取組を着実に進めていくため、新たに目黒区自殺対策推進会議（仮称）を設置し、関係機関・団体等の相互の緊密な連携・協力を図り、総合的な自殺対策を推進していきます。

また、目黒区自殺総合対策庁内検討会を開催し、本計画に基づく施策の実施状況や目標の達成状況を把握するとともに、部局を横断して連携を図りながら総合的な対策に取り組みます。

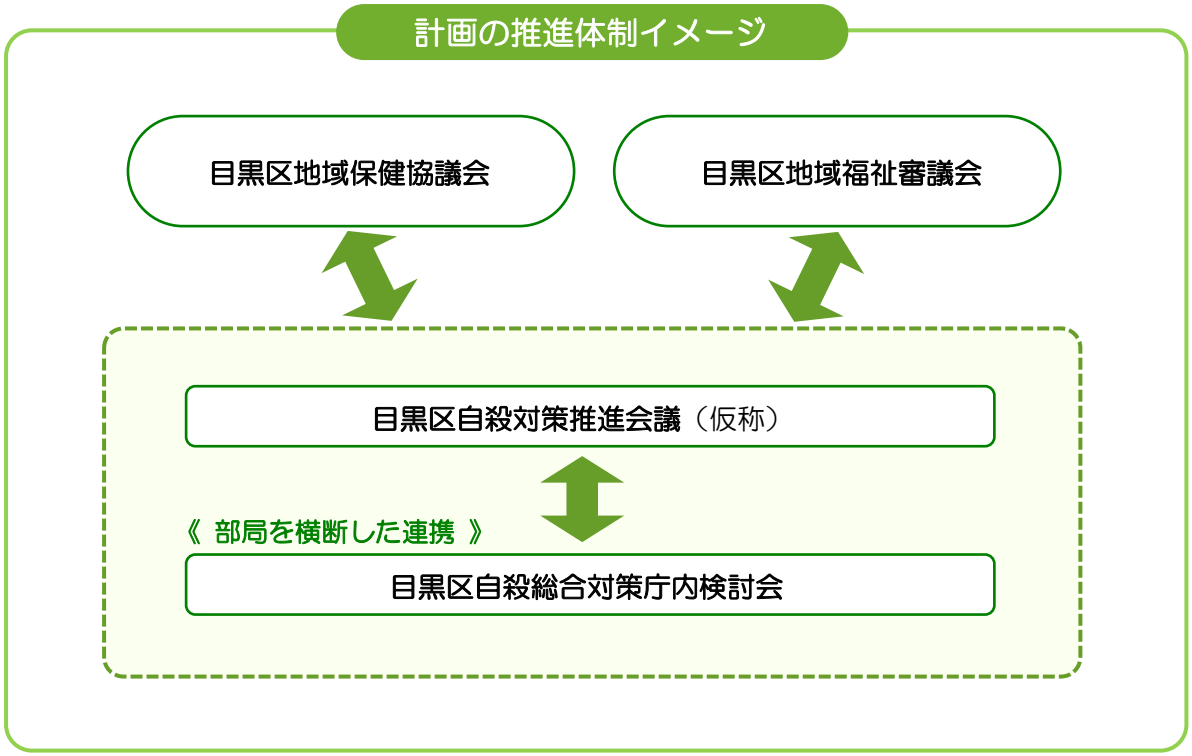

Ⅴ　用語解説

V 用語解説 （五十音順：本文中※印で表記）

◆ **ＥＰＤＳ**（P.27、48）

エジンバラ産後うつ病質問票（Edinburgh Postnatal Depression Scale）のこと。イギリスで開発された産後うつ病のスクリーニング票で、産後の母親に対して効果的な支援を実施するために活用される。

◆ **希死念慮**（きしねんりょ）（P.3 自殺の危機要因イメージ図）

絶えず脳裏を離れない死にたいという考え。多くは抑うつ気分に伴ってみられる。

◆ **キャリアアドバイザー**（P.26、47）

働く人の興味関心・能力・価値観等を引き出し、活用していくことを目的として、どのような仕事に向いているのか、仕事は適性にかなっているのか等を助言する専門家。

◆ **ゲートキーパー**（P.4、21、42）

地域や職場で発せられる自殺のサインにいち早く気づき、適切な対処を行い、専門相談機関へつなぐ役割を担う人のこと。自殺対策に関する知識を持つ人のことをいい、「命の門番」といわれている。

◆ **スクールカウンセラー**（P.26、46、47）

いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図ることを目的に学校に配置された、児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な経験を有する者。

◆ **スクールソーシャルワーカー**（P.26、47）

学校をベースにしてソーシャルワーク（福祉）的なアプローチによって、子どもたちの生活の質を高めるためのサポートをする人のことで、活動の基本的な姿勢は、子どもの人格を尊重し、子どもの利益を最優先に考えた関わりをし、困難な状況を改善するために、子どもを取り巻く様々な人びと（家族・教員・友人など）や地域の環境にも注目し、それらの関係の中で問題を解決するための活動をする専門家。

◆ **性的マイノリティ**（P.27、48）

身体の性と心の性が一致せず、身体の性に持続的な違和感を持つ状態（性同一性障害）にある人、恋愛や性愛の対象（性的指向）が同性または両性である人、先天的に身体上の性別が不明瞭（性分化疾患）である人など、またはそうした状態のこと。ただし、性のあり方はさまざまであり、これ以外の人または状態のことを含めて表す場合もある。

◆ **地域自殺対策政策パッケージ**（P.19）

自殺対策の総合的支援を行う自殺総合対策推進センターが作成した、自殺対策計画の策定に役立つ施策群のこと。全国的に実施されることが望ましい「基本パッケージ」と、地域の特性に応じた対策の「重点パッケージ」から構成されている。

◆ **伝達研修**（P.29、49）

研修を受講した人が、学んだ知識や習得した技術を他の職員に発表・伝達する研修のこと。

◆ **伴走型支援**（P.24、45）

支援を必要とする人が抱えている問題を解決できるように、本人に寄り添いながら、包括的かつ継続的に行う支援のこと。

◆ **メンタルフレンド**（P.26、47）

長期欠席児童・生徒を対象に、登校・通級支援、対話、遊び、学習の援助等のふれあいを通じて自主性及び自立性を育み、社会との関わりを深めるための支援を行う、人とのコミュニケーション能力に優れている満１８歳から３０歳までの者。

◆ **リスクアセスメント**（P.29、49）

収集した情報等から、自殺の危険性の大きさを評価すること。これに基づいて必要な対応を行う。

Ⅵ　資料　：　施策の取組目標

１　「全国共通の施策」の取組目標一覧

２　「地域特性に基づく施策」の取組目標一覧

Ⅵ 資料 ： 施策の取組目標

１ 「全国共通の施策」の取組目標一覧

１ 地域におけるネットワークの強化

（１）地域におけるネットワークの強化

No.	事業・取組	事業・取組の概要	目標	担当所管
1-1-1	目黒区自殺対策推進会議（仮称）の設置、開催	自殺対策の取組を着実に進めていくため、新たに目黒区自殺対策会議（仮称）を設置し、関係機関・団体等の相互の緊密な連携・協力を図り、総合的な自殺対策を推進する。	年１回実施	健康推進課 保健予防課 碑文谷保健センター
1-1-2	目黒区自殺総合対策庁内検討会の開催	庁内の自殺対策関係部署から構成する自殺総合対策庁内検討会を開催し、庁内関係部署の連携と協力のもと、組織横断的に自殺対策を推進する。	年１回実施	健康推進課 保健予防課 碑文谷保健センター
1-1-3	目黒区人権・男女平等推進担当者会議の開催	庁内の人権関係部署から構成する目黒区人権・男女平等推進担当者会議を開催し、関係部署の連携と協力のもと、組織横断的に人権・男女平等等に係る施策を推進する。	年２回程度実施	人権政策課
1-1-4	目黒区ＤＶ防止関係機関連絡会議の開催	区における配偶者等による暴力に関する問題（DV）について庁内関係部署、社会福祉協議会、地元警察署等の関係機関の連携協力を図ることにより、DV 被害の防止、被害者の保護及び自立支援を行う。	年１回実施	人権政策課
1-1-5	関係機関との連携会議の開催	要保護児童対策地域協議会代表者会議及び実務者会議の開催により、関係機関と情報共有し連携を進める。	年１回以上実施	子ども家庭課
1-1-6	見守りネットワーク事業（見守りめぐねっと）の実施	住み慣れた地域で誰もが安心して暮し続けられるように、「ちょっとした気がかり」なことに気づいたときに、地域包括支援センターに連絡してもらい、必要な支援につなげる。	関係機関との連携強化	地域ケア推進課

２　自殺対策を支える人材の育成

（１）自殺対策を支える人材の育成

No.	事業・取組	事業・取組の概要	目標	担当所管
2-1-1	職員向けゲートキーパー※養成研修（初級編）の開催	職員がゲートキーパーの役割や自殺対策について理解し、自殺を防ぐ取組を全庁的に推進する。	平成 33 年度までに全職員が受講	健康推進課 保健予防課 碑文谷保健センター
2-1-2	職員向けゲートキーパー養成研修（ステップアップ編）の開催	自殺対策に関する職員の理解を深め、実践力を向上させる。	平成 32 年度までに実施	健康推進課 保健予防課 碑文谷保健センター
2-1-3	職員向けゲートキーパー研修の積極的な受講	研修の積極的受講に取り組み、ゲートキーパーの役割や自殺対策について理解を深める。また、一人ひとりの納税者の状況に配慮し、それぞれの事情に沿った対応を図るなど、自殺を防ぐ取組を推進する。	平成 34 年度までに全職員が受講	税務課 滞納対策課
2-1-4	区民向けゲートキーパー養成講座の実施	ゲートキーパーの役割や自殺を防ぐ取組等について区民に周知し、地域での身近な支え手を養成する。	平成 32 年度までに実施	健康推進課 保健予防課 碑文谷保健センター

※ ⇒ 用語解説 P.37

３　区民への啓発と周知

（１）リーフレット・啓発グッズの作成と周知

No.	事業・取組	事業・取組の概要	目標	担当所管
3-1-1	街頭キャンペーンの実施	駅頭で啓発ティッシュを配布し、自殺対策に関する啓発を行う。	年１回、1000 個配布	健康推進課 保健予防課 碑文谷保健センター
3-1-2	公共施設における啓発	区役所、保健センター、図書館等の公共施設で啓発資料の掲示とともにリーフレットの設置を行う。	年１回	健康推進課 保健予防課 碑文谷保健センター
3-1-3	めぐろ区報人権コラム「心の輪」の掲載	様々な人権課題の解決に向けた内容により、自殺予防対策の啓発につなげる。	年６回掲載	人権政策課
3-1-4	めぐろ区報「健康・衛生一口メモ」の掲載	自殺問題を含めたメンタルヘルスに関する記事を掲載し、区民の理解を深める。	年１回掲載	保健予防課 碑文谷保健センター

（２）区民向け講習会・イベント等の開催

No.	事業・取組	事業・取組の概要	目標	担当所管
3-2-1	自殺対策講演会の開催	自殺防止に関わる講演会を開催し、自殺対策の現状や対策の必要性等についての理解を深める。	年１回開催	健康推進課 保健予防課 碑文谷保健センター
3-2-2	自殺予防関連資料の展示	都の自殺対策強化月間（９月）に合わせて自殺予防をテーマに関連資料を展示し、資料貸出を促進するとともに、区民の理解を深める。	年１回実施	八雲中央図書館
3-2-3	人権講座の実施	様々な立場や視点から人権について学ぶ講座を実施し、一人ひとりが人間として尊重される生きやすい社会について理解を深める。	年６講座実施	生涯学習課

４　生きることの促進要因への支援

（１）自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

No.	事業・取組	事業・取組の概要	目標	担当所管
4-1-1	各種医療費助成等の申請	各種医療費助成（自立支援医療費助成・特定医療費助成・小児慢性疾患医療費助成・養育医療給付など）を受けるための相談や申請の際、必要に応じて保健相談につなぐ働きかけをする。	相談支援の充実	保健予防課 碑文谷保健センター
4-1-2	関係機関についての情報の提供	医療保険等に係る窓口・電話応対を通じて把握した自殺リスクのある方に情報提供を行い、関係機関につなぐ。	適切な情報の提供	国保年金課
4-1-3	税務相談者への支援に係る関係機関との連携	税の相談等に訪れた方に対して、必要に応じて生活福祉課等の窓口を紹介し、つなぐ。	相談支援の充実	税務課 滞納対策課
4-1-4	介護者への支援	介護者の会や介護者のつどいの実施により、介護についての悩みや情報を共有し、孤立を防いで精神的負担や不安の軽減を図る。	介護者の会の充実 介護者のつどい：年１回以上	地域ケア推進課
4-1-5	心理カウンセラーによるこころの相談の実施	面談や電話でこころの悩み等の相談を受け、自殺リスクのある方には受診勧奨等を行う。	週１回実施	区民の声課
4-1-6	多重債務者を対象とする消費生活相談の実施	多重債務を抱えている人の中には、深刻な問題を複数抱えているケースが少なくないため、多重債務解消を目的として活動している関係機関への橋渡しを行う。	相談支援の充実	産業経済・消費生活課
4-1-7	民生委員・児童委員による相談支援の実施	自殺リスクを含め援助を必要とする人が適切な福祉サービスを受けられるよう相談に応じ関係機関へつなぐ。	相談支援の充実	健康福祉計画課
4-1-8	子育てに関する相談支援の実施	ほ・ねっとひろば、保育園、子育てふれあいひろばにおいて、子育てに関する相談を受け、子育ての悩みや不安の解消を図る。	相談支援の充実	子育て支援課 保育課
4-1-9	継続的な保健相談による支援の実施	保健師が相談や事業を通じて把握した自殺リスクのある方に、受診勧奨や関係機関へのつなぎ等、継続的な支援を行う。	相談支援の充実	保健予防課 碑文谷保健センター

No.	事業・取組	事業・取組の概要	目標	担当所管
4-1-10	地域包括支援センター職員や保健師、ケースワーカー等の保健福祉相談及び関係機関との連携	地域包括支援センターへの相談や地域からの通報等を通じて把握した自殺リスクのある世帯等に、電話や面接、家庭訪問等により、関係機関等と連携しながら、継続的な支援を行う。	相談支援の充実	高齢福祉課
4-1-11	障害者やその家族に対する相談支援の実施	障害者の介護負担による孤立や精神的に追い詰められる状況を未然に防止できるよう、電話や面接、家庭訪問等により相談支援を行う。	相談支援の充実	障害福祉課
4-1-12	生活困窮者支援における保健相談の充実	メンタルヘルスの課題を抱える生活困窮者への相談に向けて、保健相談員の配置等により、伴走型支援※体制をさらに充実させる。	相談支援の充実	生活福祉課

（2）居場所づくり

No.	事業・取組	事業・取組の概要	目標	担当所管
4-2-1	ひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援の実施	ひとり親家庭の子どもの心に寄り添った生活支援を行うとともに、学習支援を行う。	学習支援の充実	子ども家庭課
4-2-2	生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援事業の充実	生活に不安を抱えている困窮世帯の子どもを支えていく取組の一環として、貧困連鎖の防止を目的とした学習支援を行う。	学習支援の充実	生活福祉課
4-2-3	学習支援教室「めぐろエミール」の充実	区立小・中学校に在籍する学校を休みがちな児童・生徒に対して学習の指導・助言を行うとともに、登校の再開や社会的自立を支援する。	支援の充実	教育支援課
4-2-4	母子、精神、成人事業における仲間づくり	仲間づくりに関する情報提供を行い、問題の深刻化や孤立を防ぐ。	相談支援の充実	保健予防課 碑文谷保健センター
4-2-5	高齢者の生きがいづくり支援の実施	気軽に立ち寄れる地域の居場所である地域交流サロン等により、高齢者の孤立や閉じこもりを防ぐ。	サロンの充実	高齢福祉課
4-2-6	コミュニティカフェの支援	地域の誰もが気軽に立ち寄り、お茶やお菓子を囲んでおしゃべりを楽しんだり情報交換・相談できる居場所づくりを行う。	ボランティアの育成	地域ケア推進課

※ ⇒ 用語解説 P.38

（3）自死遺族や残された人への支援

No.	事業・取組	事業・取組の概要	目標	担当所管
4-3-1	自死遺族への相談と情報提供の実施	保健相談支援を実施し、状況に応じて自死遺族の会等の情報提供を行う。	相談支援の充実	保健予防課 碑文谷保健センター
4-3-2	相談担当職員による一般相談の実施	自死遺族等に対して、相続や行政手続きに関する情報提供を行うとともに、状況に応じて「こころの相談」などの相談先を案内する。	適切な情報の随時提供	区民の声課

5　子ども・若者への支援

（1）児童生徒の SOS の出し方に関する教育

No.	事業・取組	事業・取組の概要	目標	担当所管
5-1-1	ＳＯＳの出し方に関する教育の実施	各教科・領域の指導の時間に、ＳＯＳの出し方、受け止め方に関する指導を行う。日常の指導の他、東京都教育委員会作成のＤＶＤ教材等を使い、小学校６年間で１単位時間以上、中学校３年間で１単位時間以上の授業を実施する。	１単位時間以上の授業の確実な実施	教育指導課
5-1-2	精神保健相談（本人・家族相談）、思春期・青年期の親の会の実施	児童生徒やその家族から自殺を含むメンタルヘルスに関する相談を受け支援する。	相談支援の充実	保健予防課 碑文谷保健センター

（2）若者の自殺リスクを低減させるための取組

No.	事業・取組	事業・取組の概要	目標	担当所管
5-2-1	子どもの権利擁護委員制度の実施	子ども相談室（めぐろ はあと ねっと）を設置し、電話や来所による相談を受け、子どもたちが抱える問題を相談員や子どもの権利擁護委員が、本人や関係者と一緒に解決に向けて考え行動する。	相談支援の充実	子育て支援課
5-2-2	道徳科　生命尊重教育の実施	道徳科において、生命尊重に係る授業を、小・中学校全学年、１単位時間以上の授業を実施する。	全学年１単位時間以上の授業の確実な実施	教育指導課
5-2-3	教育相談の実施	めぐろ学校サポートセンターにおいて、来室及び電話による教育相談を実施し、保護者並びに児童・生徒の相談に応じる。また、夏休み明けの時期の相談体制の充実を図る。	相談体制の充実	教育支援課
5-2-4	スクールカウンセラー※の学校派遣	スクールカウンセラーを区立小・中学校及び区立幼稚園・こども園に派遣し、いじめや不登校等の問題解決を図る。	相談体制の充実	教育支援課

※ ⇒ 用語解説 P.37

No.	事業・取組	事業・取組の概要	目標	担当所管
5-2-5	スクールソーシャルワーカー※の派遣	学校や家庭、関係機関との連携を図り、児童・生徒やその保護者等と関わり、不登校や虐待、非行等に係る困難な問題解決を図る。	相談体制の充実	教育支援課
5-2-6	スーパーバイザーの設置	スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー※への指導・助言や、より困難な事例において児童・生徒・保護者及び学校の様々な相談に対応し支援・助言等にあたる。	相談体制の充実	教育支援課
5-2-7	学習支援教室「めぐろエミール」の充実 (再掲：4-2-3)	区立小・中学校に在籍する学校を休みがちな児童・生徒に対して学習の指導・助言を行うとともに、登校の再開や社会的自立を支援する。	支援の充実	教育支援課
5-2-8	メンタルフレンド※の派遣	長期欠席状態にある区立小・中学校に在籍する児童・生徒を対象に会話や遊び等のふれあいをとおして社会との関わりに援助する。	支援の充実	教育支援課
5-2-9	区内大学等への情報の提供	区内大学等に対して、自殺対策講演会や自殺予防に関する情報を提供し、連携を図る。	年１回以上実施	健康推進課
5-2-10	就労支援事業の実施	ワークサポートめぐろを設置し、キャリアアドバイザー※による就労相談、ハローワーク相談室（ハローワーク渋谷）による職業紹介事業を実施する。	支援の充実	産業経済・消費生活課

※ ⇒ 用語解説 P.37-38

２　「地域特性に基づく施策」の取組目標一覧

１　働き盛り世代に対する支援

（１）相談機会の充実

No.	事業・取組	事業・取組の概要	目標	担当所管
重点 1-1-1	児童のいる家庭への支援	児童虐待に関する通報や相談に対して、子どものショートステイ等の保護者の負担軽減を図る支援を実施し、必要に応じて関係機関と連携し問題の深刻化を未然に防ぐ。また、ひとり親家庭で経済的に困窮していたり、育児に不安を抱える家庭に対して、関係機関と連携し、各種手当てやサービスに関する情報提供を行う。	相談支援の充実	子ども家庭課
重点 1-1-2	専門家による相談支援の実施	自分の生き方、家庭や職場の人間関係、配偶者からの暴力（ＤＶ）など、女性の様々なこころの悩みや性的マイノリティ※に関することについて、保健師やカウンセラーが相談を受け、支援する。	相談支援の充実	人権政策課
重点 1-1-3	ライフステージに応じた保健相談支援	青年・壮年期のライフステージに応じた健康問題（うつ、精神疾患、依存症、ひきこもり等）について相談支援を行う。	相談支援の充実	保健予防課 碑文谷保健センター
重点 1-1-4	切れ目のない子育て支援の実施	出産子育て応援事業、新生児訪問時のEPDS※等の実施、健診や相談等を通じて、妊娠期から出産・子育て期にわたる様々な問題を抱えた方を早期に発見し、孤立化防止や子育て不安の軽減を図り、適切な支援につなげる。	相談支援の充実	保健予防課 碑文谷保健センター
重点 1-1-5	介護者の会における相談支援の実施	介護者の会で把握した自殺リスクの高い方に対して、地域包括支援センターと連携して必要な支援につなげる。	介護者の会の充実	地域ケア推進課

（２）周知・啓発活動の強化

No.	事業・取組	事業・取組の概要	目標	担当所管
重点 1-2-1	ホームページや区報を活用した自殺対策に関する情報の発信	自殺対策に関する情報や正しい知識の普及のため、区のホームページや区報を活用し、啓発と情報発信に努める。	情報発信の充実	健康推進課
重点 1-2-2	精神保健講演会の実施	うつ病対策、自殺予防を目的に、メンタルヘルスに関する講演会を医療機関や関係機関等と連携し、在住在勤者向けに実施する。	年１回実施	保健予防課 碑文谷保健センター

※ ⇒ 用語解説 P.37

No.	事業・取組	事業・取組の概要	目標	担当所管
重点 1-2-3	生活困窮者支援の広報・周知の充実	自らがSOSを発することが難しい生活困窮者の早期把握・早期支援に向けて、制度や相談窓口の広報・周知の工夫等の利用促進を行う。	相談支援の充実	生活福祉課

（3）職場における自殺対策の推進

No.	事業・取組	事業・取組の概要	目標	担当所管
重点 1-3-1	適正な労働環境の確保	東京都労働相談情報センター大崎事務所との労働セミナー共催実施をはじめ、労働関係法規の周知セミナーを実施し、基礎知識の普及・啓発を図ることで、適正な労働環境の確保を目指します。	適正な労働環境の確保	産業経済・消費生活課
重点 1-3-2	職場における心の健康づくりの推進	事業主や働く人に向けた心の健康づくりや自殺対策に関する情報の発信や講演会の実施等により、メンタルヘルス対策についての理解を深め、職場における心の健康づくりの推進を図ります。	平成 33 年度までに実施	健康推進課 保健予防課 碑文谷保健センター

2　自殺未遂者への支援

（1）自殺未遂者への支援

No.	事業・取組	事業・取組の概要	目標	担当所管
重点 2-1-1	自殺未遂者支援のためのネットワークづくり	警察・消防・医療機関等と連携し、自殺未遂者の個別支援の充実や継続的な医療支援へつなげるためのネットワークづくりを図る。	ネットワークの強化	健康推進課 保健予防課 碑文谷保健センター
重点 2-1-2	関係機関との連携による個別支援の実施	警察からの通報や医療機関等からの連絡を受け、関係機関との連携を図り、自殺未遂者への支援を行う。	関係機関との連携強化	保健予防課 碑文谷保健センター
重点 2-1-3	自殺未遂者支援研修等の周知・受講勧奨	自殺のリスクアセスメント※や自殺未遂者への支援についての理解を深めるため、東京都等が行う自殺未遂者支援に関する研修会の周知や積極的受講の勧奨を行う。	研修機会の確保	健康推進課
重点 2-1-4	自殺未遂者支援の人材育成	東京都等が行う自殺未遂者支援に関する研修会を積極的に受講するとともに、伝達研修※等により未遂者支援の人材育成に取り組む。	未遂者支援に関わる職員の知識の向上	保健予防課 碑文谷保健センター 生活福祉課

※ ⇒ 用語解説 P.38

いのち
支える